

弔慰並びに見舞金規定

第1章 趣旨

第1条 この規定は会員相互の信頼を深めるために設ける。

第2章 対象

第1条 適応対象者は次の通りとする。

1. 本校に在学する児童・生徒及びその保護者である会員。
2. 教職員とその配偶者及び両親。

第3章 運営

第1条 規定の運営は次の通りとする。

1. 弔慰金及び見舞金の金額は、一件あたり5,000円とする。弔事に関しては、生花等一基とする。
2. 見舞金は、病気及び事故災害の場合とする。但し、病気見舞いは児童・生徒及び教職員のみとし、1ヶ月以上の欠席者を対象とする。
3. 第2条1の会葬者は、役員並びに当該学年委員とする。また、同条2もこれに準じるが、遠隔地の場合は別に考慮する。
4. 生花等および見舞金に対する返礼は行わないものとする。
5. 弔慰金及び見舞金は、この規定によるもののみとし、学級単位では行わないものとする。但し、会長が認めた場合はこの限りではない。

第4章 規定の改正

第1条 この規定の改正は、実行員会の協議で行う。その内容については、必要に応じて全会員に告知されなければならない。